

# 令和7年度 市民税・県民税の申告がはじまります

令和7年度市民税・県民税の申告を各会場で受付します。昨年中に、市民税・県民税の申告をされたかたなどに、1月下旬に申告書を送付しましたので、内容をご確認の上、期間内の申告をお願いします。申告書が送付されなかったかたでも、申告が必要な場合がありますので、下図で確認し、必要な場合には申告をお願いします。

市民税課 ☎017-734-5193 ID1008002



市HP

## 申告の受付会場・日時

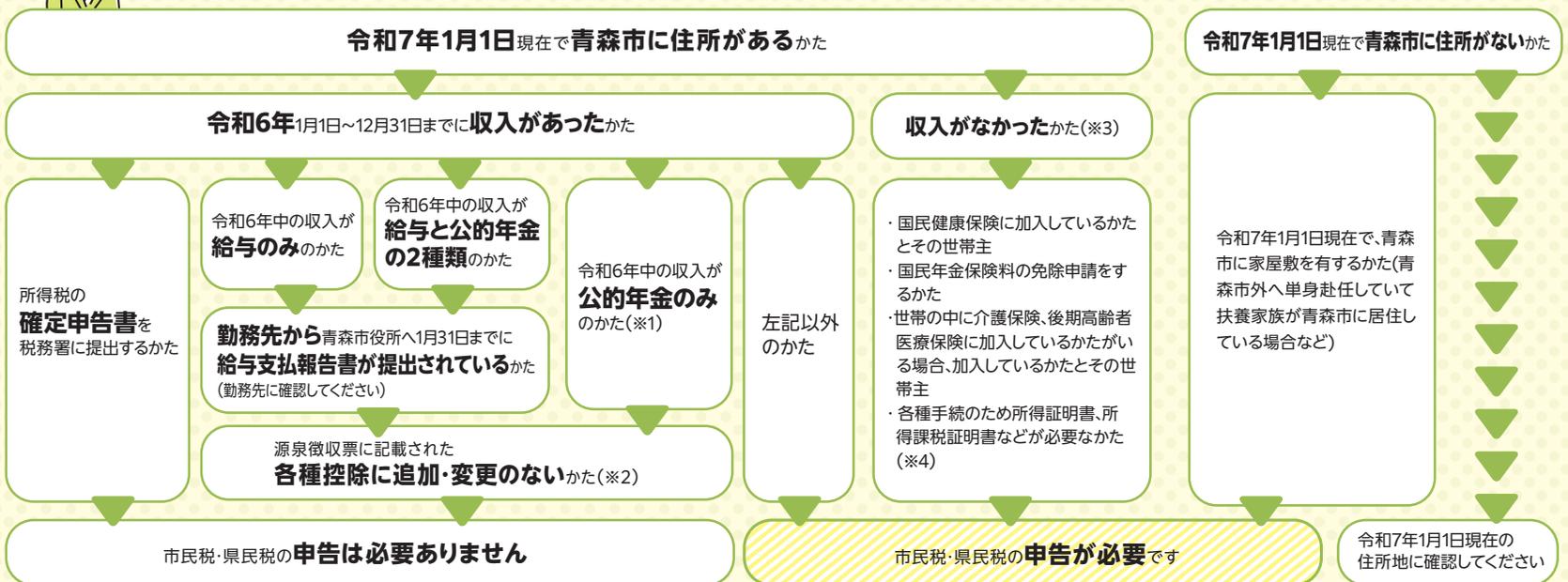
駐車場の混雑が予想されるため、ご来庁の際は可能な限り公共交通機関のご利用をお願いします。

青森地区のかた	
①アウガ6階 申告受付会場	2/17(月)~3/17(月)(土・日、祝日を除く) 8:30~16:00
②出張申告 受付会場	2/3(月)~2/14(金)(土・日、祝日を除く) 会場は、本紙1月号または市HPをご覧ください。
③その他	各支所、情報コーナーは、内容に不備のない申告書に限り提出できます(受付は各施設の窓口開設時間)。

浪岡地区のかた	
①浪岡庁舎 2階中会議室	2/5(水)~3/17(月)(土・日、祝日を除く) 9:30~15:00 今年度は地区ごとの日時指定を設けません。
②出張申告 受付会場	2/18(火)~2/28(金)(土・日、祝日を除く) 会場は、本紙1月号または市HPをご覧ください。



## 市民税・県民税の申告が必要かどうかご確認ください



(※1) 令和6年12月31日現在、65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれたかた)で公的年金収入が151万5,000円以下のかた、及び65歳未満(昭和35年1月2日以降に生まれたかた)で公的年金収入が101万5,000円以下のかたは、市民税・県民税は非課税です。このうち各種控除の追加・変更を希望しないかたは、市民税・県民税の申告は必要ありません。

(※2) 各種控除とは、配偶者控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などがあります。公的年金等支払報告書及び給与支払報告書により課税されるかたで、追加で医療費控除等の控除を受けようとするかたは、申告が必要です。

(※3) 遺族年金や障害年金、雇用保険のみを受給していたかたは、収入がなかったかたに含まれます。

(※4) 例えば、市民税・県民税の申告が必要ないかたの扶養親族となっているかたで、各種手続のための所得証明書等を必要としないかたは、申告の必要がありません。

## よくあるご質問 ※これはあくまで一例です

### パターン①



医療費控除の申告をしたいです。

医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です。あらかじめ自宅でまとめて来てください。医療費控除の明細書の代わりに、健康保険組合などが作成した医療費通知でも受付できます。



ところで、市民税・県民税の申告書を出しに行きたいけど雪で天気が悪い中、わざわざ申告会場に行くのは大変...

**郵送で提出できます!**昨年中に市民税・県民税の申告をされたかたなどに、1月下旬に申告書を送付しましたので、内容を確認してください。申告書が送付されていないかたでも、個別に送付できますのでお問合せください。



### パターン②



パート収入があったのですが、申告が必要ですか? それと昨年は入院して医療費が多くかかりました。

収入と控除の状況により、医療費控除などを申告すると市民税・県民税が下がる可能性があります。相談をした上で、受付もできるので、申告会場へいらしてください。



今まで申告に行ったことがありません。混んでいるとよく聞きます。どうしよう...

今年度から**LINEの申告受付予約を試験導入**しました!予約すると待ち時間を短縮できます!ぜひご利用ください。※予約枠には限りがあります。



## 郵送での申告にご協力を



申告会場が**大変混雑し、長時間お待たせする場合があります**ので、できるだけ郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。郵送の場合は、必要事項を記入し、日中に必ず連絡の取れる電話番号を記入の上、次ページ「申告に必要なもの」の(1)~(5)の写しを添付し、**3月17日(月)までに郵送**してください。

【郵送先】〒030-0801 新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎 市民税課 普通徴収チーム宛

※添付書類は返却できません。申告書の控え(写し)を希望するかたは、切手を貼付した返信用封筒と控え希望の旨のメモを同封してください。なお、切手代は各自ご負担ください。

申告に必要なもの

□ (1)本人確認書類

- ①マイナンバーカードをお持ちのかた ----- **マイナンバーカード**
- ②マイナンバーカードをお持ちでないかた -- **マイナンバーの通知カード**(記載事項が住民票と一致している場合に限る)  
または**マイナンバーの記載がある住民票の写し**など  
+ **身元確認書類**(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど)のうち1つ



□ (2)所得の計算に必要な資料

- ①給与収入があったかた(アルバイト、日払いを含む) ----- **源泉徴収票(給与の明細等)**
- ②年金収入があったかた(遺族年金、障害年金を除く) ----- **受給している全ての公的年金等の源泉徴収票**
- ③営業等・農業・不動産の事業収入があったかた ----- **帳簿・収支内訳書、必要経費の領収書**  
※経費対象となる領収書などを科目ごとに仕分けして、それぞれの合計額を計算した上で持参してください。
- ④雑所得や一時所得があったかた ----- **収入金額や必要経費等が分かる証明書**



□ (3)社会保険料(健康保険料、介護保険料等)の領収書等(納付日と納付額の確認ができるもの)

※納税支援課(☎017-734-5209)で、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額の証明書を発行しています。必要な場合はお問合せください。

□ (4)生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書(保険会社などから郵送されます)

□ (5)障害者手帳、障害者控除対象者認定書、医療費控除の明細書、雑損控除や寄附金控除を受けるための領収書

※必要な書類の提示・提出ができない場合、正確な計算ができないことから、申告を受付できない場合があります。

申告に関するその他のお知らせ

おむつ代の医療費控除に必要な証明書など

おむつ代の医療費控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。用紙は青森税務署と市民税課の窓口にあります。

☎青森税務署(☎017-776-4241)、市民税課(☎017-734-5193)

■下記①②の要件を全て満たす場合は、介護保険課の窓口で交付する「確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます(交付無料)。

【要件】

- ①要介護認定を受けていること
- ②要介護認定の際に使用した主治医意見書の記載内容が該当項目を満たしていること

■交付に必要なもの…介護保険被保険者証、申請者自身の身分証明書

☎介護保険課(☎017-734-2308)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

医療費や健康に対する理解を深めていただくことを目的に、受診された医療機関やかかった医療費などを記載した医療費通知を送付しています。医療費通知は所得税や市民税・県民税の申告で医療費控除に使用する「医療費控除の明細書」に添付することで、明細書の記入を省略できます。なお、申告開始時期までにお届けできないため、次の送付時期を確認の上、添付する医療費通知に記載されていない分は明細書への記入で対応ください。

①国民健康保険に加入している世帯の送付時期

年6回、偶数月の月末に「国保の医療費のお知らせ」を送付しています。令和6年11~12月受診分は2月21日(金)以降に発送のため、届くのは2月末になります。

②後期高齢者医療制度に加入しているかたの送付時期

年1回、令和6年1~12月受診分を記載した「医療費通知書」を青森県後期高齢者医療広域連合から送付します。届くのは3月上旬になります。

☎①国保医療年金課(☎017-734-5343)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

②青森県後期高齢者医療広域連合(☎017-721-3821)

青森税務署からのお知らせ ~確定申告のご案内~

申告書作成会場を開設します

時 2月17日(月)~3月17日(月)※土・日、祝日を除く(ただし3月2日(日)は開設します。)

9:00~17:00(16:00まで受付)

所 青森税務署(青森第二合同庁舎)1階共用会議室(〒030-0861 長島一丁目3-5)

申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンを使用して申告書を作成していただけます。スマートフォンなど及びマイナンバーカードとマイナンバーカードの発行時に設定した2種類の暗証番号をお持ちください。なお、ご自宅でも同様に申告書を作成できます。

◎申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場当日配付しますが、配付(混雑)状況により16:00前でも当日券の配付(受付)を終了します。スマートフォンのLINE申込みは希望日時の事前発行ができますのでぜひご利用ください。申込みまでの操作は簡単です(事前発行期間が設けられています)。



国税庁  
LINE公式アカウント

納付も自宅からキャッシュレス!

◎ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落とし

◎振替納税(個人のかたのみ)

事前に届出をした預貯金口座から、税務署が指定する振替日に、自動で口座引落とし

◎スマホアプリ納付

国税スマートフォン決済専用サイトを經由し、スマホ決済アプリを使用して納付

◎その他

◆インターネットバンキングなどによる電子納税 ◆クレジットカード納付



国税庁  
国税の納付手続

☎青森税務署(☎017-776-4241)  
※音声案内で「2」を選択してください



令和6年分の  
確定申告期限と納期限

申告所得税及び  
復興特別所得税・贈与税 ..... **3/17(月)**

消費税及び地方消費税 ..... **3/31(月)**

納税は、便利で確実な振替納税で

振替納税は、預貯金残高を確認しておくだけで金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度です。簡単な手続で利用できますので、税務署(管理運営部門)にご相談ください。

なお、既に振替納税をご利用のかたは、確実に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高をご確認ください。

令和6年分の  
確定申告分の振替日

申告所得税及び  
復興特別所得税・贈与税 ..... **4/23(水)**

消費税及び地方消費税 ..... **4/30(水)**